

保育士確保対策事業（保育士休憩取得支援事業） Q & A

令和4年4月28日更新

No.	質問	回答
1 補助要件に関すること		
1-1	対象施設の種別を教えてください。	本事業の対象となる施設は、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所（A型）及び事業所内保育事業所（保育士割合が10/10の給付を受ける事業所のみ）の4種類です。いずれの場合も、公立施設は対象外です。
1-2	従来から休憩保育士を加配していますが、補助対象となりますか。	平成30年4月1日以降に新規で雇用した短時間勤務の保育士（保育士配置の特例に係る保健師、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を含む）及び保育教諭が対象となります。
1-3	定年退職した保育士を休憩保育士として配置できますか。	退職後、休憩保育士として新たに配置するのであれば対象となります。
1-4	休憩保育士を継続して配置できますか。	2年目以降も補助の対象となります。ただし、本事業の継続及び現行補助単価を保障するものではありません。
1-5	分園にも休憩保育士を配置できますか。	本園と分園を合わせて、配置人数上限まで配置が可能です。 （配置人数上限）定員59人未満1人、定員60人以上90人未満2人、定員90人以上3人
1-6	休憩保育士が離職したので、新たに配置することはできますか。	配置人数上限までであれば配置可能です。
1-7	短期間の休憩保育士を配置できますか。	雇用期間が1年間に満たない休憩保育士も配置可能です。
1-8	派遣保育士を代替保育士とした場合、補助対象となりますか。	施設と直接雇用契約を交わした保育士等が対象となるため、派遣保育士は対象外です。
2 その他		
2-1	附則2の「年間対象勤務時間数」は、どのような時間ですか。	休憩代替業務に従事した日数（年休取得日数含む）に相当する勤務時間数
2-2	附則2の「休憩保育士の雇用に要した経費」は、どのような経費が対象となりますか。	基本給、各種手当、賞与、超過労働給与が対象となります。なお社会保険料は含まれません。
2-3	入所児童数が少ないため、充足するまでの間、余剰となっている保育士を休憩代替保育士として補助対象とすることはできるか。	休憩代替保育士として雇用している訳ではないため、対象とすることはできない。
2-4	他の補助金と併用して受給することはできるか。	目的が異なっていれば可。
2-5	補助金の計算はどのようになりますか。	認可保育所等を運営する事業者が雇用した休憩代替保育士の勤務時間数に1,500円をかけた額×1/2